

平成24年4月1日施行
令和元年6月6日改正
令和6年6月4日改正

一般社団法人
南宇和交通安全協会定款

一般社団法人 南宇和交通安全協会

一般社団法人南宇和交通安全協会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人南宇和交通安全協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県南宇和郡愛南町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、会員相互の親睦と交通の健全な発達を図り、併せて交通道德の高揚及び交通の安全を保持することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡協調
- (2) 交通安全運動の実施
- (3) 交通施設の維持改善及び交通能率に関する研究及び実施
- (4) 交通事故防止の啓蒙宣伝及び交通道德の高揚運動
- (5) 交通功労者及び優良会員等の表彰
- (6) 住民に対する教養の実施並びに法令及び技能の講習
- (7) 住民の素質向上に関する研究及びその実施
- (8) 学校交通自治会その他交通安全実践組織の強化育成
- (9) 自動車教習所の経営
- (10) 愛媛県、愛媛県公安委員会その他関係団体からの委託事務に関する事業
- (11) 愛媛県収入証紙の売りさばきに関する事業
- (12) ドローン技能講習事業
- (13) ドローン技能講習における教材等の販売
- (14) 前2号に掲げる事業に関連する一切の事業
- (15) その他交通安全の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び会費

(協会の構成員)

第5条 協会は、愛南警察署管内に住所を有するものであって、次の会員をもって構成す

る。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して、活動に積極的に参画する意思をもって入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した者
- (3) 特別会員 自動車又は原動機付自転車を保有する団体又は事業所などであって、協会の目的に賛同して入会したもの。

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 正会員の入会は、理事会が別に定める免許会費を納入し入会申込書を提出して、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員の入会は、理事会が別に定める免許会費の納入をもって申込みとみなし、入会期間は、運転免許の有効期間とする。
- 3 特別会員の入会は、理事会が別に定める車両会費の納入をもって申込みとみなし、入会期間は、理事会が別に定める期間とする。

（会費）

第 7 条 会員は、理事会が別に定める会費を、所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 会員が第 8 条、第 9 条及び第 10 条により会員としての資格を喪失したときは、既に納めた会費は返却しない。

（退会）

第 8 条 会員は、いつでも退会することができる。

- 2 正会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に議長及び議長が指名した出席者 2 人以上が記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 19 条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 3 人以内
- (3) 理 事 5 人以上 15 人以内
- (4) 監 事 3 人以内

2 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事は、総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、協会の正会員の中から、総会の決議により選任する。ただし、理事又は協会の職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従いその職務（代表権に係るものを除く。）を代行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、総会及び理事会において監査結果を報告しなければならない。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問等)

第 26 条 協会に任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、愛南警察署長の職にある者を含め、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

3 前項の顧問のうち、愛南警察署長を常任顧問とする。

- 4 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の事業遂行に関する意見をのべることができる。
- 5 参与は、愛南警察署副署長及び愛南警察署交通課長の職にある者を含め、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。
- 6 前項の参与のうち、愛南警察署交通課長を常任参与とする。
- 7 参与は、協会の業務の執行に関し、指導又は助言にあたるものとする。
- 8 愛南警察署長の職にある顧問又は愛南警察署副署長若しくは愛南警察署交通課長の職にある参与の任期は、その職の在職期間とする。
- 9 前項以外の顧問又は参与の任期は、委嘱時に理事会が定める。
- 10 会長は、理事会の同意を得て、委嘱した顧問又は参与を解職することができる。
- 11 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 33 条 協会の資産は次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄付金及び補助金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 34 条 協会の資産は、協会設立のときにおいて財産目録に記載の基本財産及び各種積立金名下の金額のほか、この協会設立以後総会において財産として編入を決議したものをもって構成する。

(基本財産)

第 35 条 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(基本財産各種積立金の管理)

第 36 条 資産のうち基本財産及び各種積立金は、理事会の決議により確実なる有価証券を購入し、又は定額郵便貯金若しくは確実なる金融機関の定期預金として保管する。

(事業年度)

第 37 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 協会の定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 42 条 協会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第45条 協会に事務局を置き、事務局には次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1人
 - (2) 書記 若干名
- 2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 3 書記は、会長が任免する。
 - 4 事務局長は、会長の命及び常任参与の指導を受け、会務について職員を指導監督し、庶務を処理する。
 - 5 書記は、上司の命を受け、庶務、会計その他の業務を行う。

第11章 自動車教習所

(教習所の設置と運営)

第46条 協会に自動車教習所（以下「教習所」という）を置く。

- 2 教習所には、次の職員を置くことができる。
 - (1) 所長
 - (2) 次長
 - (3) 課長
 - (4) 係長
 - (5) 主任
 - (6) 検定員
 - (7) 指導員
 - (8) 書記
- 3 所長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 その他の職員は会長が任免する。
- 5 所長は、会長の命及び常任参与の指導を受けて庶務を処理する。
- 6 教習所について必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。
- 7 教習所の運営について協議するため、専門機関として運営委員会を置くことができる。

第12章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の登記の日から施行する。

- 2 協会の一般社団法人移行後の最初の会長は山下常臣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 協会の一般社団法人移行後の最初の正会員は、次のとおりとする。

氏名	赤松	作男
	上田	靖之
	大下	一廣
	尾崎	勲
	木谷	貞捷
	木村	みさ子
	倉田	政夫
	大黒	富与
	本多	保固
	前田	邦夫
	宮川	利章
	山下	常臣
	山下	正敏
	山本	映子
	吉田	弥生

- 5 この定款の施行の際に一般社団法人移行前の普通会員である者は、一般社団法人移行後の賛助会員になったものとみなす。
- 6 この定款施行の際に総代である者は、その職を失う。

平成24年4月1日施行

令和元年6月6日一部改正

令和6年6月4日一部改正